

学業成績評価並びに進級及び卒業の認定に関する規則

制 定 昭和42年7月14日

最近改正 令和 7年9月24日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、和歌山工業高等専門学校（以下「本校」という。）における試験、学業成績の評価、進級及び卒業の認定等について定めるものとする。

第2章 試験

(種類)

第2条 試験は、次の各号に定めるところによる。

- 一 平常試験
- 二 中間試験
- 三 期末試験
- 四 追試験
- 五 再試験

2 中間試験、期末試験、追試験を定期試験という。

(試験実施要領)

第3条 試験は次により実施する。

- 一 平常試験は、随時各授業科目担当の教員が実施する。
- 二 中間試験は各学期の中間に、期末試験は各学期末に、一定期間を定め、各授業科目について1回実施する。ただし、授業科目の性格その他の事情によっては、実施しないことがある。
- 三 追試験は、病気、怪我、忌引、特別欠席、その他やむを得ない事由により中間試験または期末試験を受けることができない者に対し、中間試験にあつては1回に限り実施することがあり、期末試験にあつては1回に限り実施する。
- 四 再試験は、成績不振者に対して実施することがある。

2 前項各号に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

第3章 学業成績の評価

(学業成績)

第4条 学業成績は、前学期及び後学期成績判定会で審議の上、前学期成績及び学年成績として認定する。ただし、前学期又は後学期のみに開設する科目については、その学期成績を学年成績とする。

(科目の履修)

第5条 科目の履修は、次のとおり行う。

- 一 科目を履修するためには、授業時間数の2/3以上出席しなければならない。ただし、特別な事由がある場合は、成績判定会で審議の上、履修を認定する。
- 二 未履修となった場合の欠課時間数は、欠席した時間数とする。

(学業評価)

第6条 成績評価及び単位修得の認定は、次のとおり行う。

- 一 成績評価は、試験の得点、授業への取組状況、課題やレポートなどの評価を総合的に評価したものにより、100点法で評価し、60点以上の科目について単位修得を認定する。
- 二 卒業研究の成績評価は、合又は否の評語をもって表すものとし、合とされた卒業研究は単位修得を認定する。
- 三 未履修となった科目の成績評価は、0点又は否とする。
- 四 100点法で評価した成績評価の評語で表す場合は、次の区分とする。

評価	評語
80～100	優
70～79	良
60～69	可
0～59	不可

- 五 前各号によらず、単位修得を認定する場合の評価及び評語は「認定」とする。
- 2 再評価は、次のとおり行う。
 - 一 再評価は、成績評価後、筆記試験や課題、レポートなどの再提出及び第14条に定める特別指導により、再度、成績評価を行う。
 - 二 再評価を行った科目の成績評価は60点を上限とする。
 - 三 卒業研究の再評価は、合又は否とする。
 - 四 未履修となった科目の再評価は行わない。
 - 五 第14条に定める特別指導を除いた再評価の実施時期は別に定める。
- 3 前各項各号に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
(異議申し立て)

第6条の2 学生は、当該期の成績評価及び出欠について異議を申し立てることができるものとし、手続にあたって必要な事項は別に定める。
(故意に定期試験を欠席した場合の得点)

第7条 故意に定期試験を欠席したと認められた者の当該授業科目の試験の得点は、0点とする。
(不正行為をした場合の得点)

第8条 定期試験中に不正行為を行った者は、当該科目の受験を停止させ、当該定期試験の得点は0点とする。

- 2 前項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

第4章 進級、仮進級並びに卒業の認定

(進級認定)

第9条 進級は、学業成績及び特別活動（ホームルーム及び諸行事）の履修状況を成績判定会に付し、校長が認定する。

- 2 次の各号に掲げる条件を満たし、各学年における修得単位数が別表に定める単位数以上で、かつ必修科目を修得している者は、その学年の課程を修了したものと認め進級させることができる。
 - 一 各科目の学年成績が、全て60点以上であること。
 - 二 第5学年においては、卒業研究の成績評価が合であること。

- 3 前項各号に掲げる条件を満たさない者は、成績判定会で審議の上、原学年にとどめる。
- 4 休学した場合は、原学年にとどめる。

(仮進級認定)

第10条 前条第2項第一号に掲げる条件を満たしていない者のうち、学年成績が60点未満の科目（以下「未修得科目」という。）が原則として2科目以内で、かつ未修得科目の単位数の合計が6単位以内である者は、成績判定会で審議の上、校長は同人の進級（以下「仮進級」という。）を認定することができる。

(仮進級認定者の進級)

第11条 仮進級を認定された者が、第14条に定める仮進級特別指導による再評価の結果、未修得科目の全てが修得できた場合、校長は同人の仮進級を解除し進級を認定する。

- 2 仮進級を認定された者が、第14条に定める仮進級特別指導による再評価の結果、未修得科目の修得ができなかった場合であっても、前条に定める条件を満たしているときは、成績判定会で審議の上、校長は同人の次の学年への仮進級を認定することができる。この場合、未修得の必修科目については、卒業までに修得しなければならない。

(卒業認定)

第12条 第5学年の課程を修了し、一般科目について75単位以上、専門科目について82単位以上、かつ合計167単位以上を修得した者は、本校全学年の課程を修了したものとして、校長が卒業を認定する。

(第5学年の修了延期)

第13条 第5学年において、第9条第2項第一号を満たさないが学年成績60点未満の科目の合計が原則として2科目以内かつ6単位以内であるとき、又は第9条第2項第二号を満たさないときには、成績判定会で審議の上、第5学年の課程の修了を延期させることがある。

- 2 第5学年の課程の修了を延期された者が、第14条に定める卒業特別指導による再評価の結果、第9条第2項第二号及び第12条に定める条件を満たすときは、校長は同人の卒業を認定し、満たさないときは、原学年にとどめる。

第5章 特別指導

(種類)

第14条 特別指導は、次の各号に定めるところによる。

- 一 前学期特別指導
- 二 仮進級特別指導
- 三 卒業特別指導
- 四 第3学年次修了特別指導

- 2 前項各号の特別指導は、履修した科目のうち未修得となった科目について、当該科目の担当教員（以下「特別指導教員」という。）による指導を行う。

(特別指導実施要領)

第14条の2 特別指導は次により実施する。

- 一 前学期特別指導は、前学期成績判定会の結果、前学期で終了する履修した科目のうち未修得となった科目について、実施することができる。
- 二 仮進級特別指導は、仮進級を認定された者の履修した科目のうち未修得となった必修科目について実施し、選択科目については実施することができる。

三 卒業特別指導は、第5学年の課程の修了を延期された者の履修した科目のうち未修得となった科目について実施する。

四 第3学年次修了特別指導は、第3学年末において、履修した科目に未修得科目がある者が退学を希望した場合に、成績判定会で審議の上、仮進級特別指導に準じた指導を実施することがある。

2 前項各号に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(前学期特別指導及び第3学年次修了特別指導の取扱い)

第14条の3 前学期特別指導による再評価の結果、修得した科目は、第10条に定める未修得科目に該当しないものとする。

2 第3学年次修了特別指導による再評価の結果、第9条第2項に定める条件を満たすときは、校長が第3学年次の修了を認定する。

(特別指導の実施時期)

第15条 特別指導は、次の各号の時期に行う。

一 前学期特別指導は、前学期成績判定会終了後、後学期成績判定会までに行う。

二 仮進級特別指導は、後学期成績判定会終了後に行う。

三 卒業特別指導及び第3学年次修了特別指導は、後学期成績判定会終了後、年度末までに行う。

(特別指導による再評価)

第16条 特別指導教員は、指導終了時に再評価を行う。

第6章 編入学、転科及び外国人留学生等の取扱い

(編入学)

第17条 校長は、高等学校から第4学年に編入した者については、当該編入学科の本校第1学年から第3学年までの課程を修了したものとみなす。

2 校長は、転科した者については、転科前の学年までの当該転入学科の課程を修了したものとみなす。

3 学則第19条第2項に規定する在籍年限は、次のとおりとする。

編入年次	在籍年限
5年次	2年
4年次	4年
3年次	6年
2年次	8年

(外国人留学生)

第18条 校長は、外国人留学生で本校に入学した者については、入学した学年前の本校当該学科の課程を修了したものとみなす。

2 学則第19条第2項に規定する在籍年限は、前条第3項の規定を準用する。

第7章 学業成績の取扱い

(成績の取扱い)

第19条 各授業科目の担当教員は、学期末試験の終了後、速やかに、成績評価を行い、前学期は学期成績、後学期は学年成績を評価表に記入し教務係へ提出する。特別の場合には、前学期

成績に限り、一時「保留」とすることができる。

(成績通知表)

第20条 成績通知表に記入する評価は、卒業研究及び認定の評価以外は100点法によるものとし、前学期成績と学年成績を保護者等に通知する。

(成績証明書)

第21条 校外に対し、成績証明書を発行する場合の評価は、評語を用いる。

別表

知能機械工学科

入学年度/学年	1年	2年	3年	4-5年	合計
令和5年度以降入学	33単位	35単位	34単位	65単位以上	167単位以上
平成31年度以降入学	33単位	35単位	35単位	64単位以上	167単位以上

電気情報工学科

入学年度/学年	1年	2年	3年	4-5年	合計
令和6年度以降入学	32単位	38単位	33単位	64単位以上	167単位以上
令和4年度以降入学	33単位	38単位	34単位	62単位以上	167単位以上
令和3年度以降入学	33単位	38単位	36単位	60単位以上	167単位以上
平成31年度以降入学	33単位	38単位	38単位	58単位以上	167単位以上
平成28年度以降入学	31単位	34単位	35単位	67単位以上	167単位以上

生物応用化学科

入学年度/学年	1年	2年	3年	4-5年	合計
令和5年度以降入学	34単位	31単位	34単位	68単位以上	167単位以上
平成31年度以降入学	34単位	31単位	35単位	67単位以上	167単位以上

環境都市工学科

入学年度/学年	1年	2年	3年	4-5年	合計
令和5年度以降入学	31単位	33単位	34単位	69単位以上	167単位以上
平成31年度以降入学	31単位	33単位	35単位	68単位以上	167単位以上

附 則

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和50年7月14日から施行する。

附 則

1 この規則は、昭和53年1月27日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

2 この規則の適用日前に在学している者については、改正前の規則によるものとする。ただし、原学年にとどめられて、新教育課程適用学年に編入された者については、この規則の適用を受けるものとする。

附 則

この規則は、昭和53年7月13日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、昭和54年7月13日から施行する。

附 則

この規則は、平成5年3月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成9年12月3日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年10月27日から施行し、平成11年10月13日から適用する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年6月6日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年6月23日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成17年7月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年11月22日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、第9条第3項に定める指導は、平成21年度在学生から適用する。
- 3 この規則で、「履修した科目」とは、原則、授業時間数の2／3以上出席した科目をいう。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年3月9日から施行し、平成27年4月1日に在籍している者から適用する。

附 則

この規則は、平成28年5月11日から施行し、平成28年4月1日に在籍している者から適用する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年9月24日から施行し、令和7年4月1日から適用する。